

＜異常気象・地震発生時等における登下校について＞

令和3年度生活ノートより

1 暴風（暴風雪）警報が発令された時

(1) 登校前に「春日井市」に暴風警報が発令された時

- ① 午前7時までに暴風警報が解除された時は、通常通り登校する。
- ② 午前7時を過ぎても暴風警報が発令されている時

【平日】

- ・午前7時から午前11時までに暴風警報が解除された時、授業は5時間目から行われるので、それに間に合うように登校する。

*給食がない場合は、原則的に前日に連絡します。その場合…
午前7時までに警報が解除された場合は、弁当を持参する。
午前7時から午前11時までに解除された場合は、昼食を済ませて登校する。

- ・午前11時を過ぎても暴風警報が解除されない時は、その日の授業は行わないので登校しない。

午前7時		午前11時
午前7時までに	午前7時から11時までに警報解除	11時以降も 警報発令中
平常授業	昼食を済ませて登校 5時間目から授業開始	休校

「給食なし」の 連絡が あった 場合	午前7時		午前11時
	午前7時までに	午前7時から11時までに警報解除	11時以降も 警報発令中
	弁当を持って登校	昼食を済ませて登校 5時間目から授業開始	休校

- ③ 土・日曜日、祝日、長期休業日については、午前7時に暴風警報が発令されている場合、すべての活動を中止するので登校しない。

(2) 登下校途中で暴風警報が発令されたことを知った時は、すぐに帰宅する。

(3) 登校後（学校にいる時）暴風警報が発令された時は、落ち着いて先生の指示に従う。

- ① 安全確認後、速やかに下校する。
- ② 通学路の通行が危険等、下校が困難な場合は学校で待機する。

※例外的に前日に休校を決定する場合があります。（暴風警報が解除される見込みがない時など）

2 特別警報が発令された場合

(1) 午前7時の時点で春日井市に特別警報が発令されている場合は、「休校」となります。

その後、特別警報が解除されてもその日は休校とし、授業等はいりません。

- (2) 生徒が登校後に春日井市に特別警報が発令された場合、授業を中止して校内の安全な場所に避難します。特別警報が解除された後、安全に留意して下校します。状況によっては学校に待機して保護者のお迎えをお願いする場合があります。

3 異常気象

「暴風（暴風雪）警報」以外の警報・注意報が発令された場合に関しては、原則的には授業があります。通常通り登校する。

ただし、次の点には十分留意する。

- (1) 大雨洪水警報・大雪警報等が発令されている時には、気象情報に注意し、危険があると判断される時には、登校を見合わせ、自宅待機する。
- (2) 登校途中に危険箇所（河川の増水、道路の冠水、建物の倒壊等）に遭遇した時、あるいは、激しい降雨等、登校することに危険、困難を感じた時は、無理して登校せずに、帰宅し自宅待機する。
- (3) 登下校途中、あるいは学校で地震・雷が発生した場合は、（先生の指示に従い）速やかに安全な場所に避難し、地震・雷がおさまるまで待機する。

4 大規模地震（南海トラフ地震等）が発生または発生する恐れがある場合

- (1) 春日井市に震度5弱以上の大地震が発生した場合、「休校」となります。
- (2) 登校後に春日井市に震度5弱以上の大地震が発生した場合、授業を中止して校内の安全な場所に避難します。地震がおさまって安全が確認できたら下校します。状況によっては学校に待機して保護者のお迎えをお願いする場合があります。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、その状況に応じて「休校」「学校待機」「保護者のお迎え」等の対応をします。

5 全国瞬時警報システム（Jアラート）が配信された場合

- (1) 対象地域に愛知県が含まれない場合は、通常通り授業を行います。
- (2) 対象地域に愛知県が含まれる場合
 - ① 登校前に配信された場合は、登校せず自宅の安全な場所で待機する。
 - ② 登下校中に配信された場合は、近くの安全な建物に避難する。
 - ③ 在校中に配信された場合は、校舎内の安全な場所に避難する。

6 その他

- (1) 警報や避難が解除された後の「休校」「待機」「登下校」などについては緊急メール、学校ホームページ、ホーム&スクールでお知らせします。
- (2) 異常気象や地震発生時など、「安全の確保」を最優先に考え、落ち着いて行動しましょう。
- (3) 家族や友人に事故があった時や通学路が非常に危険な場合などは、学校に連絡してください。

春日井市立中部中学校 TEL 0568-81-2263

ホームページURL <http://www.kasugai.ed.jp/chubu-j/>